

鳥取県告示第 327 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 琴浦町社会福祉 協議会	東伯郡琴浦町大字 浦安 123-1	社会福祉法人琴浦町社 会福祉協議会指定相談 支援事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕 1113-1	平成 19 年 4 月 1 日